

令和4年1月11日

保護者の皆様へ

呉市立呉中央中学校
校長 小川 聡

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止
のための対応について

日頃より本校の教育活動に関しまして、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、令和4年1月7日（金）、広島県に対して「まん延防止等重点措置」が適用される
ことが決定されました。

これに伴い、1月8日（土）から1月31日（月）までの間、「まん延防止等重点措置の
適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策期間における呉市立小中高
等学校の対応について（呉市教育委員会）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（文部科学省）」に記載の「レ
ベル2」の行動基準に基づき、次のとおり感染防止対策を徹底した上で教育活動に取り組
んで参ります。

何卒、ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

1 基本的な感染拡大防止対策の徹底について

- (1) 生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合には早めの受診を勧め、自宅等での休養
を徹底する。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- (2) 飲食時のマスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食を徹底する。
- (3) 登下校時の飲食は控え、すみやかに帰宅するよう生徒に指導する。
- (4) 休日において不要不急の外出を控える、友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐ
りみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう注意する。

2 他地域への移動について

- (1) 「まん延防止等重点措置」が適用された地域や、今後、「緊急事態措置」が適用され
る地域との往来は、最大限、自粛する。また、都道府県が住民に対して不要不急の外
出自粛を要請している地域又は感染の状況や医療のひっ迫の状況を表すレベルが「レ
ベル2（警戒を強化すべきレベル）」相当の地域との往来については、改めてその必
要性を十分に検討し、慎重に判断する。
- (2) 重点措置区域（広島市、竹原市、三原市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江
田島市、府中町、海田町及び坂町）との往来は、最大限自粛する。

3 授業について

(1)原則、対面とする。

(2)分散登校や臨時休業等となった場合、タブレット端末等を活用し、オンライン授業、動画配信、学習課題の配布及び回収、健康観察等をできる範囲で実施する。

(3)次の活動は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いことから、実施しない。

ア 「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

イ 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

ウ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

エ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

オ 技術・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」

カ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

4 部活動について

(1)生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施しない。

(2)感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとする（ただし、大会、コンクール出場はこの限りではない。）。また、学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場は除く。）は行わない。

(3)部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とする。

5 学校行事について

(1)修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討する。

6 その他

(1)参観日については、原則行わない。ただし、入学説明会等、この時期に実施する必要があるものについては、十分な感染症対策を講じた上で実施する。